

新型コロナウイルスワクチン接種に関するQ & A

ワクチン接種に関するよくある問い合わせをまとめましたので、県民の皆さまは、ぜひご確認ください。



Q ワクチンは必ず打たなければいけませんか。

A ワクチン接種は本人の希望と同意に基づいて行われるものです。接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な対応をしたりすることはあってはなりません。

Q ワクチンを接種するのに注意が必要なのはどのような人ですか。

A 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患、血が止まりにくい病気、免疫不全などの疾患がある方は、注意が必要です。事前に主治医にご相談ください。その他の体調不良などについては、上記の疾患の有無を含め、事前に市町村から配布される予診票で確認します。

Q ワクチンを接種後、生活上で注意することはありますか。

A ワクチン接種後は、接種部位の痛みが出たり、倦怠感、発熱、頭痛や関節痛などが生じることがありますので、激しい運動や飲酒などは控え、清潔を保つように心がけましょう。

Q ワクチンを受けた後に熱が出たら、どうすれば良いですか。

A 発熱は接種後1～2日以内に起こることが多く、必要な場合は解熱鎮痛剤を服用するなどして、様子を見てください。ワクチンを受けた後、2日間以上発熱が続く場合や、症状が重い場合などの副反応のご相談は山形県ワクチンコールセンターにお問い合わせください。

Q ワクチンを接種すれば、感染防止対策は不要ですか。

A ワクチンを接種した方は発症を予防できると期待されますが、ワクチン接種で感染をどの程度予防できるかは詳しくは分かっていないため、接種後も引き続き感染防止対策は必要です。

新型コロナウイルスワクチンには、重症化を防いだり、発熱やせきなどの症状を防ぐ効果があります。県医師会も市町村のワクチン接種に協力しており、また、多くの医療従事者がワクチン接種を受けています。持病やアレルギー等によりワクチン接種に不安がある方はあらかじめ、かかりつけ医や身近な医療機関にご相談ください。



山形県医師会
中目 千之 会長

●ワクチン接種の予約について

お住まいの市町村に
お問い合わせください

問い合わせ先
はこちら▶



●ワクチンの効果や副反応等の医学的知見が必要な相談

山形県ワクチンコールセンター

☎0120-56-7690 8:30～18:00(土日・祝日も対応)

●新型コロナワクチン全般に関する相談

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

☎0120-76-1770 9:00～21:00(土日・祝日も対応)

この夏も熱中症にご用心!

コロナ禍では、感染予防のため、マスクの着用が求められていますが、これから気温・湿度が高くなる中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高まります。マスク着用時は、負荷のかかる作業や運動は避け、喉が渇いていなくてもこまめに水分補給を心掛けてください。今年の夏も、例年以上に**熱中症予防**に取り組みましょう!

👉 熱中症予防のポイント

- ① 暑さを避ける
- ② 屋外で十分な距離を確保できる場合は、マスクを外す
- ③ こまめな水分補給
- ④ 日頃からの健康管理
- ⑤ 暑さに備えた体作り

※ 特に高齢者、子ども、障がい者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意してください。

詳しくは▼



▶お問い合わせ ☎がん対策・健康長寿日本一推進課 ☎023-630-2919

県民の皆さまと一丸となって



県民の皆さまには、新型コロナの感染拡大防止に多大なるご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

新型コロナ克服の要となるワクチン接種については、県内市町村の皆さま、医師・看護師等医療従事者、関係の皆さま方のご尽力により、計画的に進められております。県としましても、接種を希望される県民の皆さま全員への接種が一日も早く終了し、県内経済の早期回復につながるよう、全力で取り組んでまいります。

また、県では、飲食店などが取り組む感染防止対策を認証する「山形県新型コロナ対策認証制度」を進めております。事業者の皆さまには、積極的にこの認証を取得いただければと思います。

新型コロナについては、感染力や重症化リスクが高いとされる変異株への置き換わりなど気を緩めることができない状況が続いております。県民の皆さまには、引き続き、感染のリスクが常に身の回りにあるという意識を持っていただき、マスクの正しい着用や、こまめな手洗い、消毒、三密の回避、換気の励行などの基本的な感染防止対策を徹底くださるようお願いいたします。

県民の皆さま、一丸となってこのコロナの難局を乗り越えてまいりましょう。山形県知事 吉村美栄子

山形県新型コロナ対策認証制度

県では、県民の皆さまに安心して飲食や宿泊を楽しんでいただけるよう、飲食店や宿泊施設などが取り組む感染防止対策を確認し、認証する制度を進めています。

認証までの流れ

① 申請 ● オンライン ^{スマホ対応} または 紙(郵送・FAX)で申請

◎施設確認を希望する曜日・時間帯をご記入ください。

② 施設確認 ● 実際に施設を訪問して、取組み状況を確認

- ◎最大26項目の認証基準を満たしているかを確認します。
- ◎所要時間は30分～1時間程度です。
- ◎基準を満たしていない場合、改善策を助言します。

③ 認証 ● 認証ステッカーを交付 ● 県ホームページで認証店として公表

お店のチラシ等にもご利用いただけます



このマークが目印▼

詳しくはこちら▶



施設確認で新たな設備が必要になったら **ご活用ください! 新・生活様式対応支援補助金**

認証取得のため、施設確認時に県から助言を受けた項目を改善するために必要となる設備投資を支援します。

補助対象者および補助額(補助率10/10)		補助対象の設備
飲食店 又は 宿泊業 を営む中小企業・小規模事業者		<ul style="list-style-type: none"> ●パーティション・アクリル板 ●消毒液ボトル設置台 ●CO₂濃度測定器 ●非接触型体温計 ●加湿器 ●HEPAフィルター付き空気清浄機(紫外線殺菌装置含む) ●非接触型水栓(センサー式、レバー式、足踏み式など) ●換気機能付きエアコン ●換気設備
飲食店	従業員 6名以上 20万円以内 5名以下 10万円以内	
宿泊業	従業員 21名以上 40万円以内 20名以下 20万円以内	

※ 施設確認前の補助金申請はできませんので、まずは認証制度に申請し、施設確認を受けてください。

▶お問い合わせ ☎認証制度：新型コロナ対策認証課 ☎023-630-2830
☎補助金：中小企業・創業支援課 ☎023-630-2393